

社会福祉法人育桜福祉会 令和5年度事業計画書

昭和56年（1981年）2月の法人設立から42年が経過し、令和5年（2023年）4月現在、日中活動サービス事業所（通所）10か所、障害者支援施設（入所）1か所の施設を中核に、身体障害者福祉会館1か所、グループホーム14か所をはじめ、法人独自に設置した、障害がある方たちの地域生活を支援するための地域生活支援室や相談支援室などを運営しています。

令和4年は、新型コロナウイルス感染症により、入所施設及びグループホームで利用者・職員の感染が確認され、陽性となった利用者の24時間の生活支援を継続する状況も生じ、クラスター感染を経験しましたが、あらかじめ想定していた感染発生時の対策を適切に取ることにより、短期間・小規模に終息させることができました。

この経験を踏まえ、基本的な対策徹底の重要性を再認識し、手洗いや消毒などの手指衛生、マスク着用、健康状態と体調の把握、換気などを継続しながら、正しい理解と適切な技術を身につけ、想定される通常のリスクとして備えることで、発生時の初期対応及びまん延、拡大の防止に努めます。

令和5年度は、法人の第3期中期計画(2019年度～2023年度)の最終年度であり、同計画に掲げる、「利用者支援の充実」、「職員の確保・育成・定着に向けた取り組みの強化」、「法人の安定した経営」を目指し、次の重点運営項目の取り組みを着実に進めます。

さらに、感染症や災害が発生した場合にも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できるよう、事業継続計画を備えるとともに、衛生管理委員会をより実効性のある内容へと充実を図る事で、感染症の予防及び、まん延や感染拡大の防止に努めます。

なお、社会福祉法人の地域における公益的な取組みの一環として、共生社会の実現をめざし、各施設を起点とした障害の理解促進に向けた取り組みを推進します。

1 法人共通重点運営項目

(1) 利用者支援の充実

法人の基本理念及び基本方針に基づき、障害のある方が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、引き続き日常の支援を進めるとともに、利用者の想いを汲み取り、地域における望む暮らしを実現するため、客観的な根拠に基づく意思決定のための支援を推進します。

利用者の尊厳を守り、安心して生活できるよう法人苦情解決対応規定及び虐待防止対応規定に基づき、利用者の人権の尊重に努めます。

特に、身体拘束と行動の制限の禁止には引き続き重点的に取り組むこととし、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省）」に基づ

き適正に実施します。

また、導入された各種電子システム（職員の就業管理システム、利用者の生活支援システム、電子決裁システム等）の更なる有効活用を進め、事業運営における事務負担の軽減に引き続き取り組みます。

併せて、利用者支援の充実に資するため、内部自主点検・利用者満足度調査・第三者評価を計画的に実施し、課題や強みを抽出するとともに、改善やさらなる向上を図ります。令和5年度は、内部自主点検を「わかたけ作業所」、「白楊園」、「こぶし園」、「ゆずりは園」、「陽光ホーム」、「南部及び北部地域生活支援室」で、利用者満足度調査を「しらかし園」、「あかしあ園」、「いぬくら」、「ゆずりは園」、「桜の風」、「陽光ホーム」、「北部身体障害者福祉会館」、「わーくす高津」、で取り組み、「小向このはな園」、「北部身体障害者福祉会館作業室」、「わーくす高津」において、福祉サービス第三者評価を受審することとします。

「桜の風」の運営については、社会福祉法人川崎聖風福祉会と構成した共同事業体として第3期指定管理期間に入り、入所施設の体制を最大限に活用し個別支援の充実に努めるとともに、地域連携を担当する職員(地域移行コーディネーター)を配置するなど、地域生活支援型（通過型）施設としての役割と機能を着実に果たし、「桜の風があってよかった」と感じていただけるような支援の実践に努めます。

利用者家族の高齢化を踏まえ、地域での生活を実現していく場としてのグループホームについては、安定した運営を確保するとともに、それぞれのグループホームの課題の確認と改善に向けた取り組みの工夫をすすめます。

(2) 職員の確保、育成、定着に向けた取り組みの強化

全産業分野での労働力不足が社会課題となっており、とりわけ、福祉分野は厳しい状況が続いています。

こうした状況においても、人材の確保、育成、定着を図ることが、安定した事業運営のために不可欠となります。

このため、外部講師等に職員を積極的に派遣し、障害福祉に関する最新の情報を取り入れ法人の取り組みに反映させるとともに、支援技術及び質の向上を図ることで、「障害福祉に特化した法人」としての魅力を高めるなど、継続した法人の魅力発信に努めます。

法人のホームページで育桜福祉会らしさの表現や各種取り組み内容を紹介するとともに、支援現場で働く職員の考えややりがいを紹介することで求職者にとっての等身大の魅力発信に努めます。

また、職員の育成、定着に向け、法人人材育成方針及び研修体系に基づき、職種や職務、経験年数に応じた多様な育成研修を実施するとともに、業務を通じて行う人材育成（OJT）の重要性を管理職及び補佐職と確認し、目標管理の手法を活用し

た人材育成を進め、個々の職員の意欲や力を発揮できる環境づくりに引き続き取り組みます。

(3) 法人の安定した経営

安定した事業運営が行われるよう、各事業の利用定員と現状の利用率を把握し、実情を捉えた適正な運営となるよう努めます。

特に職員体制を適正で安定したものとするため、正規職員のみならず契約職員採用を工夫し、適正な人員配置と組織構成を築き保てるよう取り組みます。

また、組織規程に基づき、法人としての組織力の向上を図るとともに、法改正や社会情勢の変化に適切に対応するため、必要に応じて関係諸規程の見直しを進めます。さらに、今後の会計監査人の必置条件の引き下げへの対応も考慮し、内部管理体制の整備を進めます。

施設の長寿命化に加え、将来的に生じる建替え等を視野に入れながら経営状況を把握し、今後の事業展開の方向性について検討します。

また、今年度は、桜の風の第3期指定管理期間に入り、社会資源としての機能を果たし「桜の風があってよかった」と感じていただけるような支援の推進に努めます。

2 事業別重点運営項目

(1) 日中活動サービス事業所・身体障害者福祉センター

◎ 多機能型事業所(生活介護事業所及び就労継続支援B型事業所)

① わかたけ作業所 (利用定員 55 名：生活介護 45 名・就労継続支援B型 10 名)

▼ 《地域資源活用プログラムの充実》

利用者が地域に出て地域の社会資源を活用する機会を充実するために、選んで参加できるサークル活動や少人数で外出するグループ活動などの地域資源活用プログラムを実施します。

▼ 《意欲をもって取り組める生産活動の工夫》

利用者一人ひとりの特性や作業能力等に応じた作業工程の工夫や見直しを行い、作業活動への関りを拡大するとともに、意欲ややりがいを感じられるよう工賃額の向上を目指します。

▼ 《事業所設備等の維持と環境の整備》

安全で快適な事業所環境が保てるよう、適宜必要な設備点検の実施に加え、備品

等の定期的な点検やメンテナンスを重視し、故障等の未然予防に努めます。

また、快適な環境が保てるよう清掃や整理整頓を徹底します。

② 白楊園（利用定員 80 名：生活介護 65 名・就労継続支援 B 型 15 名）

▼《利用者のニーズに合わせた活動プログラムの充実》

社会生活力向上を目的に、多機能事業所の強みを活かして各種作業や文化創作、健康運動などを組み合わせ、利用者本位で多彩な充実感の得られる活動プログラムを提案します。

地域の様々な社会資源を活用することで経験の広がり支援し、丁寧でわかりやすい説明により本人の意思や希望を汲み取れるよう工夫します。

▼《利用者の年齢、健康状況や障害状況、生活環境の変化に対応した支援の推進》

ア 利用者の暮らしを支えるための関係各機関とのつながりと強化を図ります。

イ 利用者の健康や身体機能の維持の取り組みを推進します。

ウ 研修等で得た知識を実践につなげ、障害の専門的理解と権利擁護の理解に基づいた質の高い利用者支援の実践を目指した人材育成をします。

利用者個別の支援計画シート（支援手順書）の作成や支援員が共通認識すべき共有事項をアセスメント情報として整備します。

③ しらかし園（利用定員 37 名：生活介護 25 名・就労継続支援 B 型 12 名）

▼《一人ひとりが力を発揮し主体性を高められるような支援の充実》

「社会生活力プログラム（SFA）」の支援手法を参考に、目的を持った学習・体験の機会を提供します。

生活リズム、掃除・整理、コミュニケーション、服装、外出・余暇など地域生活を送るうえで身近なテーマを提供し、利用者個々の生活の幅の広がり支援していきます

▼《個々の障害特性に配慮した支援の充実》

利用者の障害特性に応じた適切な支援の標準化を目的とし、強度行動障害支援者養成研修修了者を中心とした支援チームによる支援を展開します。

事実に基づく記録の蓄積を行い、個々の特性に配慮した支援を検討し実施します。

▼《支援の質の向上》

利用者支援の質の向上を目的とし、「施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト」を活用し、定期的に支援を振り返る機会を設けます。

また、結果をもとに、支援員個々に対して日常の支援のアドバイスをを行い、支援の質の向上につなげます。

▼《就労継続支援 B 型事業 就労に向けた取り組み等の実施》

就労継続支援 B 型事業では、就労への意欲が高まるよう支援し、テーマに沿って就労に必要なことを学ぶ取り組みを行います。

▼ 《地域との交流の充実》

- ア 就労継続支援 B 型事業では、就労に向けた取り組みとして、就労体験、障害者雇用の職場見学などを行います。
- イ 就労体験を通して、しらかし園以外での作業経験や金銭への関心を高めるとともに、地域に出ることでの様々な気づきを支援していきます。
- ウ 就労援助センターと連携し、年間を通して就労に必要なスキルの学習の機会を設けます。

◎ 生活介護事業所

① こぶし園（利用定員 40 名）

▼ 《事実に基づいた記録の作成と個別支援計画の充実》

日々の活動や社会参加における意思形成や意思決定などの場面を通して、利用者の表情や仕草に注目します。その様子や事実を「記憶」ではなく「記録」として充実させ、それを根拠とした個別支援計画の作成に取り組みます。

▼ 《職員間コミュニケーションの充実によるサービスの質の向上》

それぞれの職種における業務を理解し、お互いを尊重し、協調性を持って合理的に業務を遂行する力を高めます。

さらに、会議は「共有」する場ではなく、「協議し決定」する場であることを理解し、物事を進める上で丁寧に合意形成を図り、その成果を支援に反映します。

▼ 《構造化の推進と腰痛予防の為の福祉機器の活用》

地域における福祉ニーズの把握に努め、こぶし園の特徴が地域の福祉ニーズにとって魅力ある社会資源となるよう、プレイホールを活用した取り組みを充実させ、活動内容の広がりを生み出します。

また、介護技術及び知識を備えた職員を増やし、福祉機器の専門性を持った職員の指導のもと、安心・安全に使える福祉機器の活用を推進することで、職員・利用者にとって身体的・精神的負荷のない活動空間づくりを行います。

② ゆずりは園（利用定員 50 名）

▼ 《事実に基づいた丁寧な記録と経験の拡充》

日々の何気ない関わりの中から表出されるご本人の意思に対して、その事実と行動を記録に残し、情報として蓄積し、意思及び選好の推定に関する検証材料にします。

また、利用者の新しい体験に対しても可能性を探る視点を持ち、意思形成に必要なさまざまな経験を増やせるよう支援します。

▼ 《地域社会と繋がり強化》

障害福祉への関心と理解に繋がるように地域の方や外部関係者からの見学や作業体験などの機会に対しては積極的に受け入れます。

また、町内会と連携を図りながら、地域住民と協力し、町内会館の除草や清掃活動などの役割を担い、地域住民との交流の機会を持ちます。

▼ 《製パン作業及びパン販売に関わる活動の充実》

利用者が行う製パン作業やパン販売に関する作業工程等の見直しを図り、より多くの利用者がパンの製造、販売などの作業に関わることのできる環境を設定します。

地域へのチラシ配りや販路の拡大、地域におけるイベント等への参加を企画し、利用者の作業の充実を図ります。

③ あかしあ園（利用定員 40 名）

▼ 《質の高いサービスを提供するための人材育成と職場風土づくり》

ア 対人援助サービスの基本となる「相手の立場に立つ」ことを常に意識し、言葉使いや振る舞い等ひとつひとつの言動が「される側」に寄り添ったものとなるよう取り組みます。

イ 研修等で学んだ知識や技術は積極的に現場で実践できるよう協力し、お互いに高め合える職場風土づくりに努めます。

ウ 目標管理の手法を活用した人材育成を継続し、職員個々の成長意欲や目標達成への取り組みを組織的にサポートします。

▼ 《意思決定支援を推進するための仕組みづくり》

ア 支援記録システムの意思決定支援「意思・選好の推察」への記録化を充実させます。記録をする上でのポイント(行動の事実に注目する)を職員間で共有します。

イ 情報提供を行う際には分かりやすく、イメージにつながるよう利用者個々に応じて工夫します。また、そのための事前準備に注力できるよう仕組みを整えます。

ウ 職員は利用者個々の場面に応じた選択機会において、普段からの傾向は踏まえながらも、意思確認を怠らない姿勢を大切にします。

エ 経験してみる機会を積極的に設け、意思の形成につながるよう支援します。

オ 職員が意思決定支援について学び、理解を深める機会として事業所内研修を行います。

▼ 《清潔感があり、分かりやすく機能的な環境づくり》

ア 利用者が快適に日中活動を行えるよう、活動フロアの整理整頓を徹底します。

イ 掲示物は対象者と目的に合わせて整理し見やすく分かりやすい掲示レイアウトにします。

ウ 見た目や臭いにも気を配り、印象の良い環境づくりに努めます。

エ 質の高い業務が遂行できるよう職員の業務環境も整理整頓を徹底します。

▼ 《事業所設立 30 周年の節目としての企画》

事業所の歴史とこれまでの歩みを振り返り、関係者及び地域の方々に感謝の気持ちをお伝えする企画を検討します。

④ いぬくら（利用定員 20 名）

▼ 《地域の社会資源を活用した活動の充実》

十分な感染症対策を講じながら、少人数グループでの飲食店の利用や日用品の買い物など近隣の身近な社会資源を活用します。

その際には、事前準備を丁寧に行い、楽しみや緊張などの実感をもって取り組めるよう支援し、その様子を家族や他の支援機関とも共有します。

▼ 《身体機能の維持に向けた取組みの推進》

日常生活の中で、生活の質（QOL）の向上につなげられるよう、整形外科診断、理学療法診断、摂食指導をはじめとする専門相談を活用し、個別性の高い支援や介助を実施します。

そのため、専門相談の評価を職員間で話し合い、個々の利用者に対して統一した支援となるようにマニュアル等の整備をします。

▼ 《日々の暮らしを支えるための関係機関とのつながりの強化》

日々の暮らしの中で生じる困りごとに対し、相談支援機関や在宅サービス事業所と連携を図り、情報共有や支援の協力関係を強化します。

また、利用者、ご家族の今後の生活の備え、保護者会やお便りなどで利用できるサービス等の情報発信をします。

⑤ 小向このはな園（利用定員 40 名）

▼ 《日中プログラムの充実》

作業活動、継続的な運動活動（ウォーキングなど）、季節の創作活動など従来の活動に加え、園芸活動やアート活動の発展を図ります。

▼ 《わかりやすい伝え方を工夫と意思表示のための支援》

情報提供の方法が充実するように絵カード、写真や動画、現物など分かりやすいコミュニケーション方法の工夫を重ね、落ち着いて物事に臨める環境、意思の形成につながる経験の機会、意思表示のしやすい環境の整備を進めます。

また、利用者の発言や様子など意思決定の手掛かりとなる記録を積み重ね、意思や選好の推定の参考にします。

▼ 《地域での生活に目を向けた支援の充実》

24 時間 365 日の生活、家族と共にする生活の背景、本人が望む将来の暮らしの在り方など生活の全体像を視野に入れ、自分らしく生きるために必要な生活のスキル（社会

生活力) を高める支援をしていきます。

本人の思いをよく知ることに努め、本人の思いに沿った身近な物事をテーマとして、社会リハビリテーションの考え方を参考にプログラムを実施します。

▼ 《根拠ある専門性の高い支援の充実》

行動障害の背景にある自閉スペクトラム症などの障害特性の理解と環境要因を整理するアセスメントを行い、根拠があり説明のできる支援をチームで行います。

同時に、専門性の高い支援を提供するため、OJTや外部研修等を通じて人材育成に取り組みます。

⑥ 北部身体障害者福祉会館作業室 (利用定員 20 名)

▼ 《縮小していた活動の再開》

バザー販売の再開や近隣小学校の「総合の時間」での交流の再開など、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために縮小していた活動を再開させます。

また、地域の清掃やリサイクル活動に積極的に出かけ、地域での交流に広がりを生み出し、地域貢献にもつながるよう支援します。

▼ 《地域交流の取組みの推進》

様々なボランティア団体に依頼し、新しい交流が生まれるよう努めます。特に学生ボランティア団体等には、団体として継続的な関係性が築けるよう働きかけるなど、新たな交流機会の創出と拡大を図ります。

地域のイベント情報を収集し、見学や参加を通じて交流の輪を広げます。

▼ 《日中プログラムの充実》

自分自身の「健康」を意識することを目的に、中部リハビリテーションセンター地域生活支援センターの専門職(P T・O T・心理)より助言受け、個別の健康維持のための運動等を習慣として取り入れられるよう努めます。

また利用者が主体性と自主性をもって取り組む活動として作業室の活動報告書作りを行います。完成した成果物の配布にも関わり、主体的に取り組む楽しさを実感できるよう支援します。

◎ 就労継続支援 B 型事業所

わーくす高津 (利用定員 30 名)

▼ 《一人ひとりの想いに沿った生活スタイルの実現に向けた取組みの推進》

「就労・作業」「地域生活」「余暇」の3つの視点で本人の想いを丁寧に聞き取り、ニーズを把握するとともにアセスメントの記録を充実させます。

また、希望する生活のイメージが具体的に持てるよう情報を提供し、見学や体験に取り組む機会を設けます。

▼ 《生活のスキル（社会生活力）の向上に向けた取り組みの推進》

実際の生活場面で地域の社会資源を積極的に活用していく自信が持てるよう、日常生活上の基礎知識を学ぶ生活学習会を継続的に実施します。

▼ 《就労に向けた取り組みの推進》

ハローワークや就労援助センター・企業応援センターなどと連携をして、職場実習や面接練習などの機会を提供するとともに、実習等の評価や自己評価を振り返る場面を設定し、課題点や目標を具体的に意識できるよう支援します。

意欲をもって就労を目指せるよう、就労時に課題となる項目の改善や向上、目標達成のための支援を組み立てます。

【身体障害者福祉センター】

北部身体障害者福祉会館

▼ 《開館からの情報発信》

利用団体向けのお知らせや作業室及び川崎市わーくす高津の活動の様子などを積極的に広報し、常に新しい情報を発信できるよう努め、障害福祉に関する啓発を行います。

▼ 《利用しやすさの向上と合理的配慮》

各部屋の空き状況の確認がしやすく、分かりやすい仕組みを整えるとともに、不便に感じる利用者の声や要望などを受け付ける意見箱と要望書を各部屋に設置し、確認します。

障害を理由とする不便さに関する申し出があった場合には、合理的と考えられる範囲の中で必要なサポートや対応をします。

▼ 《防災・防犯体制の強化》

地震・火災・水害・不審者を想定した防災訓練を継続的に実施します。

実施に当たっては、3事業合同の防災委員会が中心となり、発災後の短期及び長期の対応について事業継続・再開計画(BCP)の更新も合わせて行います。

誰もが利用できる事業特性上、誰でも入れる建物となっていることを常に意識し、入館者にすぐに挨拶の声掛けを行うことで、不審者に対する初期警戒の体制を常に心がけます。

(2) 桜の風及び陽光ホーム

① 桜の風（定員：施設入所支援 50 名・生活介護 44 名・短期入所 15 名）

▼ 《地域の社会資源としての機能の充実》

地域移行後のユニットの居室を有効活用するため、計画的に入所調整会議を開くこ

とで、地域のニーズに応え、事業所の役割を果たします。

短期入所についても、土日に偏ることなく、平日の利用について促していくことで効果的な利用につなげていきます。

また、在宅での生活を支えるために、地域での生活に困難さを抱えている方の一時的・集中的支援のためのミドルステイの利用、地域ケースの緊急的な受け入れの充実を図り、「地域生活支援型」施設としての役割の強化を図ります。

地域移行後は、新たな生活の場へ移行された方の生活が定着するよう情報の共有やフォローアップなど移行先と連携を図ります。

短期入所においては、必要な支援の把握と実施する体制を整えることで、医療的ケアを必要とされる方の宿泊数を増やし、社会資源としての役割を担います。

医療的ケアに重点をおき、入所と短期入所ともに状況に合わせた医療的ケアを提供できるよう、看護体制を整えます。

▼ 《根拠に基づく支援展開と支援力向上の促進》

根拠に基づく支援を提供するため、食事や洋服、買い物等、日々の選択場面の記録について、本人の具体的な行動や様子などの細かな記録を行います。

利用者の意思や選好を判断する場面について、記録方法のマニュアルを整備し、意思及び選好の推定に必要な内容を適切に記録できるよう努めます。

統一したポイントで記入された記録からアセスメントを作成し、個別支援会議等で根拠に基づく支援方法を協議し、支援を展開します。

▼ 《虐待防止対策の強化》

障害者虐待防止を徹底するため、業務の中で気になる事柄について、ユニット申し送り日誌に記入するなど発信しやすい環境設定を行います。

また、職員から指摘のあった内容を協議した際には内容と参加者を記録する等の丁寧な記録を行います。

虐待防止委員会については、ご本人や外部機関、家族を虐待防止委員の構成員として配置します。年間1回以上（6月、12月）、特別虐待防止委員会を実施し、ご本人や外部構成員に定期的な報告を行い、点検するとともに、その結果について、支援や言動の改善につながるよう議事録等の記録で職員に周知します。

また、川崎市障害福祉施設等苦情解決支援事業第三者委員会の協力員や事業所で招く研修の講師など、客観的第三者の意見に触れる機会を確保することで透明性を確保します。

② 陽光ホーム（利用定員16名）

▼ 《地域移行の推進》

第3期指定管理期間の5年目を迎え、昨年度同様に、利用者の想いの実現に向けて数年先を見据えて今後の暮らしをイメージできるよう支援します。

計画相談センターや相談支援センター及び日中活動先事業所等の関係機関と連携して利用者一人ひとりの希望する暮らしを実現できるよう意思決定支援を実施します。

▼《地域生活体験事業の推進》

桜の風の利用者をはじめ、市内在住の障害者が、どこで誰とどのような暮らしを希望してゆくのか検討する際の体験機会として、グループホームでの生活体験の機会を提供し、希望する暮らしの実現に向けた支援の一翼を担います。

▼《快適に暮らせる生活環境の提供》

建物設備等の安全性を維持し、老朽化を防ぐ為に法人本部及び川崎市との連携を図りながら必要な修繕や改修等に計画的に取り組みます。

また、土砂災害警戒区域に指定されている隣接斜面地の巡視を行い近隣施設と情報を共有することで、災害を未然に防ぎます。

(3) 南部及び北部地域生活支援室

(南部及び北部並びに西部生活ホーム運営センター)

第1・第2・第3・第4・第5・第6・第7・第9・第10生活ホームいくおう及び生活ホームいくおう・北加瀬並びに第1神木・第2神木・上作延(総利用定員68名)

▼《生活ホーム運営センターの体制強化と法人全体での協力体制の維持、推進》

各生活ホーム運営センター職員を中核とし、円滑なホーム運営ができるように運営センター体制の強化を図ります。そのために、通常の世話人による勤務体制の安定化を図り、支援の内容や質の向上、不測の事態への対応を運営センターが担える体制づくりに努めます。

連携施設や日中活動先事業所との連携関係を強化し、必要な応援の要請等を具体的に示しながら調整します。

▼《法人本部事務局との連携》

法人の常設委員会である総務委員会およびグループホーム連絡調整会議において、ホーム建物の老朽化の課題や支援体制の確保の取り組み、空室が生じた際の新たな希望者の入居調整など、運営上の課題の整理と対応に努めます。

▼《世話人の育成》

約80名の世話人に対し、学びの機会を確保し、個別に面談を行うなど、世話人業務の再確認と、利用者に対する丁寧で、きめ細かい支援ができる世話人の育成に取り組みます。

また世話人の不安な思いや、疑問をため込まないよう、適宜コミュニケーションが取れる環境を整えます。

▼《新型コロナウイルス感染症への適切な対応》

日常的な健康観察を徹底するとともに体調不良時の早期適切な対応を心がけ、ホー

ム内での感染拡大防止に引き続き取り組みます。

支援員や世話人が適切な感染防護技術（ガウンテクニック）や汚染廃棄物の処理方法の手技を身につけ、適切な技術と正しい知識を定期的に確認します。

▼ 《ICTを活用したシステム等の有効活用》

職員の就業管理システムや利用者の生活支援システムの有効活用等により、業務の効率化を図り、利用者支援に必要な時間の確保に努めます。

(4) 相談支援室

障害者相談支援センター

(いまい地域相談支援センター・計画相談センターいくおう)

▼ 《組織的運営の推進》

相談支援室の会議を充実させ、相互に業務の進捗状況を確認しながら、期日を意識した業務の進行管理を行います。

また、互いの状況を共有することで取り組みの工夫や社会資源の情報を共有するなど、困難な状況を支え合えるチーム作りを意識します。

▼ 《業務の中で進める人材育成の推進》

主体的で効果的な会議の運営を目指し必要な資料準備や記録を充実させるとともに、会議の進行スキルや参加者姿勢を意識し相談支援専門員としてのスキルアップに努めます。

学んだ知識や技術を実際の相談場面や会議の場面で意識し、実践的な理解として深まり、スキルとして発揮できるよう業務の中での人材育成を重視します。

▼ 《災害時個別避難計画の作成》

川崎市の作成整備計画に基づき、障害支援区分「5」の利用者の計画作成をすすめます。

利用者や家族にその趣旨や必要性を説明し、適切に整備を進め災害時に備えます。